

令和5年度神奈川県公立高等学校入学者選抜 志願のてびき

定時制の課程・通信制の課程

この「志願のてびき」は、令和5年度神奈川県公立高等学校入学者選抜で、定時制の課程・通信制の課程に志願する際に必要になる資料の取扱いや手続の流れ等を、まとめたものになります。
内容をよく確認していただき、志願の手続等を行ってください。

一般募集 定時制の課程・通信制の課程

I 志願資格と学区	1
II 共通選抜	1
III 定通分割選抜	7
IV 二次募集	11
○令和5年度神奈川県公立高等学校入学者選抜実施校一覧(定時制の課程・通信制の課程 令和4年9月1日現在)	13
在県外国人等特別募集	14
志願資格承認・学区確認	
I 志願資格承認について	16
II 学区確認について(横浜市立および川崎市立の高等学校)	16
新型コロナウイルス感染症に係る追加の検査について	17
別表 令和5年度神奈川県公立高等学校生徒募集定員等	18
○令和5年度神奈川県公立高等学校入学者選抜 選考基準および特色検査の概要等について	19
○入学願書記入上の注意	20
○神奈川県公立高等学校の学費について、神奈川県公立高等学校受検料等減免制度について	21
○私立高等学校等の学費支援制度について、神奈川県高校生等奨学給付金について、 神奈川県高等学校奨学金の貸付けについて	裏表紙

志願手続の流れ

一般募集(共通選抜・定通分割選抜)、在県外国人等特別募集、二次募集

共通選抜(二次募集を除く。)および在県外国人等特別募集における入学願書等の提出方法は、次のA～Cの3通りがあります。

- 【A 在籍中学校へ入学願書等を提出】(原則、県内国公立中学校に在籍している人が対象です。)
 - 【B 個人で、志願先の高等学校へ郵送により入学願書等を提出】
 - 【C 個人で、志願先の高等学校の窓口へ入学願書等を提出】
- ※ 在県外国人等特別募集の志願者および志願先の高等学校の窓口で入学志願資格承認申請(第18号様式)を行う人は、志願先の高等学校の窓口で志願資格を確認するため、【C 個人で、志願先の高等学校の窓口へ入学願書等を提出】での入学願書等の提出になります。

志願(共通選抜、在県外国人等特別募集)

【A 在籍中学校へ入学願書等を提出】

【中学校が指定した期日まで】

県内国公立中学校(義務教育学校、特別支援学校中学部を含む。)に在籍している人は、中学校が指定した期日までに、入学願書等必要書類を在籍中学校に提出してください。(在県外国人等特別募集および志願先の高等学校で入学志願資格承認申請(第18号様式)を行う人を除く。)

【B 個人で、志願先の高等学校へ郵送により入学願書等を提出】

【1月25日(水)から27日(金) 必着】

個人で郵送により入学願書等を提出する人は、郵送出願封筒貼付用紙に必要事項を記入し、角形2号封筒に貼付け、

令和5年1月25日(水)から27日(金) 必着

で志願先の高等学校に届くように、郵便局から簡易書留で送付してください。神奈川県公立高等学校(定時制・通信制の課程)の所在地一覧は13ページで確認してください。(在県外国人等特別募集および志願先の高等学校で入学志願資格承認申請(第18号様式)を行う人を除く。)

【C 個人で、志願先の高等学校の窓口へ入学願書等を提出】

【1月30日(月)、31日(火)、2月1日(水)】

志願先の高等学校の窓口で入学願書等を受け付けます。(受付時間)

【県立横浜明朋高等学校・県立相模向陽館高等学校・横浜市立横浜総合高等学校】

午前9時から正午および午後1時から午後4時

ただし、2月1日(水)は午前9時から正午

【上記以外の定時制の高等学校】

午後2時から午後7時

ただし、2月1日(水)は午後2時から午後4時

【通信制の高等学校】

午前9時から正午および午後1時から午後4時

ただし、2月1日(水)は午前9時から正午

【提出書類】

- ・ 入学願書
- ・ 受検料の収入済証明書(入学願書の裏面に貼付け)(通信制の課程を除く。)
- ・ 面接シート(第14号様式)
(県立相模向陽館高等学校、在県外国人等特別募集の一部および通信制の課程を除く。)
- ・ 学校独自の様式による提出用紙(県立相模向陽館高等学校のみ)
- ・ 答案の写し等送付用シート(郵便番号、住所、氏名、中学校名を記入。)
- ・ 志願資格承認書(第17号様式の1)(必要なのはのみ)
- ・ 志願資格承認申請書(第18号様式)(志願先の高等学校の窓口で志願資格承認申請を行う人)(Cでの提出のみ)
- ・ 学区確認結果通知書(第25号様式)(必要なのはのみ)
- ・ 長期の欠席を理由とする選抜方法に関する書類(第7・8・9号様式)(申請を希望する人のみ)
- ・ その他、学校が指定した書類

※【B 個人で、志願先の高等学校へ郵送により入学願書等を提出】の場合は、以下も用意してください。

・ 返信用封筒(長形3号)

(郵便番号、住所(国内に限る。)、氏名を記入し、414円分の切手を貼ること。)

受検票等の交付

入学願書等のA～Cの提出方法に応じて、それぞれ次のとおりに受検票等を交付します。

A 中学校を通じて配付 B 郵送による送付 C 高等学校の窓口での交付

志願変更（高等学校の窓口での受付のみ）[2月6日（月）、7日（火）、8日（水）]
詳細は3ページを確認してください。

定通分割選抜、二次募集における入学願書等の提出方法は【C 個人で、志願先の高等学校の窓口へ入学願書等を提出】のみとなります。共通選抜（二次募集）またはインクルーシブ教育実践推進校特別募集（二次募集）と定通分割選抜は同時に志願することができます。

志願（定通分割選抜、二次募集）

志願先の高等学校の窓口での入学願書等の提出

●募集期間

共通選抜（二次募集） 令和5年3月2日（木）、3月3日（金）

【県立横浜明朋高等学校・県立相模向陽館高等学校・横浜市立横浜総合高等学校】

3月2日（木） 午前9時から正午および午後1時から午後4時

3月3日（金） 午前9時から正午

【県立川崎高等学校・県立厚木清南高等学校・川崎市立川崎高等学校】

3月2日（木） 午後2時から午後7時

3月3日（金） 午後2時から午後4時

定通分割選抜 令和5年3月2日（木）、3月3日（金）

【夜間の定時制の課程】

3月2日（木） 午後2時から午後7時

3月3日（金） 午後2時から午後4時

【通信制の課程】

3月2日（木） 午前9時から正午および午後1時から午後5時

3月3日（金） 午前9時から正午および午後1時から午後4時

定通分割選抜（二次募集） 令和5年3月22日（水）、3月23日（木）

【夜間の定時制の課程】

3月22日（水） 午後2時から午後7時

3月23日（木） 午後2時から午後4時

【通信制の課程】

3月22日（水） 午前9時から正午および午後1時から午後5時

3月23日（木） 午前9時から正午および午後1時から午後4時

【提出書類】

・ 入学願書

・ **受検料**（志願先の高等学校の窓口で納付）（通信制の課程を除く。）

・ **面接シート（第14号様式）**（県立相模向陽館高等学校および通信制の課程を除く。）

・ 学校独自の様式による提出用紙（県立相模向陽館高等学校のみ）

・ 志願資格承認書（第17号様式の1）（必要な人のみ）

・ 志願資格承認申請書（第18号様式）（志願先の高等学校の窓口で志願資格承認申請を行う人）

・ 学区確認結果通知書（第25号様式）（必要な人のみ）

・ 長期の欠席を理由とする選抜方法に関する書類（第7・8・9号様式）（申請を希望する人のみ）

・ その他、学校が指定した書類

受検票等の交付（志願先の高等学校の窓口にて交付）

志願変更

●志願変更期間・期日

共通選抜（二次募集） 令和5年3月6日（月）、3月7日（火）

【県立横浜明朋高等学校・県立相模向陽館高等学校・横浜市立横浜総合高等学校】

3月6日（月） 午前9時から正午および午後1時から午後4時

3月7日（火） 午前9時から正午および午後1時から午後4時

【県立川崎高等学校・県立厚木清南高等学校・川崎市立川崎高等学校】

3月6日（月） 午後2時から午後7時

3月7日（火） 午前9時から正午および午後1時から午後4時

※ 詳細は12ページを確認してください。

定通分割選抜 令和5年3月6日（月）、3月7日（火）

【夜間の定時制の課程】

3月6日（月） 午後2時から午後7時

3月7日（火） 午前9時から正午および午後1時から午後4時

【通信制の課程】

3月6日（月） 午前9時から正午および午後1時から午後7時

3月7日（火） 午前9時から正午および午後1時から午後4時

※ 詳細は8、9ページを確認してください。

定通分割選抜（二次募集） 令和5年3月24日（金）

【夜間の定時制の課程】

3月24日（金） 午後2時から午後7時

【通信制の課程】

3月24日（金） 午前9時から正午および午後1時から午後7時

※ 詳細は、12、13ページを確認してください。

一般募集 定時制の課程・通信制の課程

I 志願資格と学区

志願資格

神奈川県立の公立高等学校（以下「高等学校」といいます。）の定時制の課程または通信制の課程に入学を志願するためには、平成20年4月1日以前に出生した人で、次表のA欄のいずれかに該当し、かつ、B欄の①・②のいずれかに該当することが必要です。

A	<p>① 中学校もしくはこれに準ずる学校もしくは義務教育学校または中等教育学校の前期課程を卒業または修了した人（ただし、国公立高等学校、高等専門学校および中等教育学校の後期課程（以下「高等学校等」といいます。）に在籍していない人）</p> <p>② 中学校を令和5年3月31日までに卒業する見込みまたは修了する見込みの人</p> <p>③ 外国において、学校教育における9年の課程を修了した人、または令和5年3月31日までに修了する見込みの人</p> <p>※ この他、中学校を卒業したと同等以上の学力があると認められた人も資格があります。詳しいことは、県教育委員会教育局指導部高校教育課（045）210-8084にお問い合わせください。</p>
B	<p>① 神奈川県内に住所または勤務地がある人</p> <p>② 神奈川県教育委員会教育長（以下「県教育長」といいます。）の志願の承認を受けた人</p> <p>※ ただし、Bの①は、横浜市立横浜総合高等学校については神奈川県内に住所または横浜市内に勤務地がある人、川崎市立高等学校の普通科については神奈川県内に住所または川崎市内に勤務地がある人</p>

注意1 上記A欄の③に該当する人とB欄の①に該当しない人は、B欄②の県教育長の志願の承認を受けることが必要な人です。志願資格の承認申請の方法等について16ページで確認してください。

注意2 本冊子では、中学校もしくはこれに準ずる学校もしくは義務教育学校または中等教育学校の前期課程を、以下「中学校」とします。

学区

横浜市立横浜総合高等学校および川崎市立高等学校の普通科以外の定時制高等学校は、県内のどこからでも志願することができます。

横浜市立横浜総合高等学校および川崎市立高等学校の普通科を志願する人は、学区についての注意がありますので、16ページの「II 学区確認について（横浜市立および川崎市立の高等学校）」を必ずお読みください。

II 共通選抜

志願

- 共通選抜において志願できるのは、一つの高等学校の一つの課程の一つの学科または部に限ります。ただし、機械科および電気科を一括して募集する県立小田原城北工業高等学校は、それを一つの学科とみなします。
- 特別募集や他の課程に、同時に志願することはできません。
- 共通選抜において、県立神奈川工業高等学校に志願する場合、同じ高等学校の同じ課程の他の工業に関する学科を第2希望として志願することができます。また、県立横浜明朋高等学校、県立相模向陽館高等学校および横浜市立横浜総合高等学校に志願する場合、同じ高等学校の同じ課程の他の部を第2希望として志願することができます。
- 18歳以上（令和5年4月1日現在）の人は、学力検査の代わりに、作文で受検することができます。作文での受検を希望する人は入学願書の「作文」を○で囲んでください。

入学願書等の提出

- 入学願書**（定時制は第1号様式の2、通信制は第1号様式の3）を志願先の高等学校へ郵送または直接提出してください。ただし、県内の国公立中学校（特別支援学校中学部を含む。）に在籍する人は、原則として在籍中学校を通じての一括提出となります。また、中学校に在籍していないなど、特別な事情がある場合は入学願書（定時制は第1号様式の2、通信制は第1号様式の3）を志願先の高等学校へ郵送または持参で提出してください。この場合は、表紙の「志願手続の流れ」を参考にしてください。

入学願書については、必要事項をもれなく記入のうえ、志願者の写真を貼り、中学校長の証明等を受けてください。入学願書に不備があるときは、受け付けることができません。（記入上の注意は20ページをご覧ください。）

注意 日本の中学校を既に卒業している人は、出身中学校に、高等学校等に在籍していないことを証明するもの、本人の県内在住を証明できる書類（住民票の写し等）または、県内に勤務地があることを証明できる書類（勤務先からの証明書等）を提示することで、志願資格があることを確認してもらい、入学願書に中学校長の証明を受けてください。なお、18歳以上（令和5年4月1日現在）の人は、入学願書の保護者欄の記入を省略することができます。

- 面接シート**（第14号様式）を入学願書とともに提出してください。

なお、県立相模向陽館高等学校を志願する人は、面接シートではなく、高等学校が指定する課題レポートを併せて提出してください。また、**通信制の課程**に志願する人は、面接シートの提出

は不要です。

※ 面接シートおよび課題レポートは、面接の際の参考にします。

- (3) 答案の写し等送付用シートを入学願書とともに提出してください。
- (4) 次に該当する人は、願書とともに提出する書類がありますので注意してください。
 詳しいことは、中学校の先生に相談してください。
- ① 県教育長から志願資格承認を受けた人（第15号様式による申請の場合）
 → 志願資格承認書（第17号様式の1）
 - ② 全日制の課程を志願しない場合で、県教育長から志願資格を受けようとする人（第15号様式で申請した人を除く。）
 → 神奈川県公立高等学校（定時制・通信制の課程、別科）入学志願資格承認申請書（第18号様式）*申請の方法については16ページをご覧ください。
 - ③ 横浜市または川崎市教育委員会もしくは当該市立高等学校長から学区確認を受けた人（第22号様式の1または第22号様式の2による申請の場合）
 → 学区確認結果通知書（第25号様式の1または2）
 - ④ 選考にあたって、長期の欠席について特別な事情を有する志願者の取扱いを希望する人
 → 長期の欠席を理由とする選抜方法申請書（第7号様式）・欠席状況証明書（第8号様式：中学校長が作成します。）・長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書（第9号様式）
 ※ 県立相模向陽館高等学校では、長期欠席者に配慮した選考を行うため、申請を要しません。（申請されても受付はしません。）
 - ⑤ 障害やさまざまな支援の必要性から、通常受検が困難な人は受検方法について申請ができます。詳しいことは、中学校の先生に相談してください。
 - ⑥ 高等学校の窓口で入学願書等を直接提出する場合、入学願書等の提出を行うのは本人です。代理人が窓口で直接提出を行う場合は、事前に中学校から志願先の高等学校に連絡した上で、本人を確認できる書類（運転免許証等）を持参してください。
 なお、代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。
- (5) 受検料を納付してください。
 なお、納付した受検料は原則として返還できませんのでご了承ください。定時制の受検料の額は、次表のとおりです。通信制の受検料は無料です。

高等学校の区分	県立	横浜市立	川崎市立	横須賀市立
名称	入学検定料	入学選考手数料	入学選考料	入学検定料
金額	950円	650円	950円	950円
納付方法	別紙「県立高等学校（定時制）の受検料・入学料の納付方法について」により納付してください。	別紙「横浜市立高等学校（定時制）の入学選考手数料（受検料）・入学金の納付方法について」により納付してください。	別紙「川崎市立高等学校（定時制）の入学選考料（受検料）納付方法について」により納付してください。	別紙「横須賀市立高等学校の受検料の納付方法について」により納付してください。
納付後の手続	金融機関等の確認印が押印された収入済証明書を入学願書の裏面に貼付してください。			

(6) 募集期間（入学願書等受付）

※ 入学願書等の受付期間は以下のとおりです。郵送で提出する場合は、令和5年1月25日（水）から1月27日（金）に必着で届くように、郵便局から簡易書留により送付してください。また、中学校がとりまとめて持参する場合も令和5年1月25日（水）から1月27日（金）に提出してください。募集期間中は、志願の取消しはできません。

募集期間（郵送）	備考
令和5年1月25日（水）から 1月27日（金）まで	左の期間内に志願先の高等学校に届くように送付する。

高等学校の種類	募集期間（窓口）	受付時間
県立横浜明朋高等学校 県立相模向陽館高等学校 横浜市立横浜総合高等学校	令和5年 1月30日（月）から 2月1日（水）まで	午前9時～正午および午後1時～午後4時 ただし、2月1日（水）は、午前9時～正午
上記以外の定時制の高等学校		午後2時～午後7時 ただし、2月1日（水）は、午後2時～午後4時
通信制の高等学校		午前9時～正午および午後1時～午後4時 ただし、2月1日（水）は、午前9時～正午

- (7) 志願者の調査書（令和5年4月1日現在で18歳以上の人は不要）は、中学校の校長から、次の期間に志願先の高等学校へ提出されます。調査書の提出期間は次表のとおりです。

調査書の提出期間	受付時間
令和5年2月6日(月)から 2月9日(木)まで	2月6日(月)は、午後1時～午後4時 2月7日(火)、2月8日(水)および2月9日(木)は、 午前9時～正午および午後1時～午後4時

志願変更

- (1) 志願変更の範囲

- ア (2)の志願変更期間中1回に限り、志願変更できます。
イ どの高等学校へも志願変更できます。
ウ 全・定・通の異なる課程の間でも志願変更できます。(同じ高校の異なる課程にもできます。)
エ 異なる学科等へも志願変更できます。(同じ高校の異なる学科等にもできます。)
オ 共通選抜と特別募集の間でも志願変更できます。
ただし、それぞれの募集についての志願資格を有する人に限ります。
カ 県立神奈川工業高等学校、県立横浜明朋高等学校、県立相模向陽館高等学校および横浜市立横浜総合高等学校に志願する際、第2希望の志願をしていなくても、志願変更時に、第2希望の志願ができます。

- (2) 志願変更期間

高等学校の種類	志願変更期間	受付時間
県立横浜明朋高等学校 県立相模向陽館高等学校 横浜市立横浜総合高等学校	令和5年 2月6日(月)から 2月8日(水)まで	午前9時～正午および午後1時～午後4時 ただし、2月8日(水)は、午前9時～正午
上記以外の定時制の高等学校		午後2時～午後7時 ただし、2月8日(水)は、午前9時～正午
通信制の高等学校		午前9時～正午および午後1時～午後4時 ただし、2月8日(水)は、午前9時～正午

※ 2月8日(水)の正午までに、志願変更先での手続を完了してください。

- (3) 志願変更の手続

志願変更をする人は、志願変更期間中に、次の手順により手続をしてください。

なお、**郵送による志願変更の手続はできません。**

- ① 志願変更願（第13号様式：各中学校に用紙があります。）に必要事項を記入します。
- ② 志願変更願に中学校長の確認印を受けます。
- ③ 志願変更願と受検票を、志願先の高等学校へ提出します。
- ④ 入学願書等必要な書類の返還を受けます。
- ⑤ その場で、返還を受けた入学願書および受検票の志願先の高等学校名等を斜線で消し、志願変更先欄に記入した後、高等学校の確認を受け、志願変更願（写し）を受け取ります。
- ⑥ 入学願書、受検票、志願変更願（写し）および新たに作成した面接シート等を志願変更先の高等学校へ提出します。

※ 課程や募集を変更する場合は、新たにそれぞれの入学願書を用意する必要があります。

※ 一般募集から特別募集に志願変更をする場合は、志願変更先の特別募集についての志願資格を確認する書類を用意する必要があります。

[志願変更に関する注意点]

※1 受検料に関する注意点は次のとおりです。

- ① 県立高等学校間、同じ市の市立高等学校間および同一高等学校内の志願変更では、受検料を再納付する必要はありませんが、その他の場合には受検料を再納付する必要があります。
- ② 受検料を再納付する場合は、志願変更先の高等学校へ直接納付してください。
- ③ 県立高等学校間、同じ市の市立高等学校間および同一高等学校内の志願変更であっても、定時制の課程から全日制の課程、または通信制の課程から全日制または定時制の課程へ志願変更する場合には、受検料の差額を納付する必要があります。
なお、全日制の課程から定時制または通信制の課程、または定時制の課程から通信制の課程へ志願変更する場合には、受検料の差額は返還しません。

※2 第2希望の志願変更の手続も、(3)の志願変更の手続に準じて行います。

※3 志願変更願等の提出を行うのは本人です。代理人が提出を行う場合は、本人を確認できる書類（運転免許証等）を持参してください。

なお、代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。

志願取消

志願または志願変更後に入学を希望する他の学校の合格が決まった場合は、合格発表日の前日（令和5年2月27日（月））正午までに、必ず志願取消の手続をしてください。

**共通選抜
の 検 査**

(1) 定時制の高等学校

ア 検査の内容および期日

(7) 学力検査（学力検査の代わりにの作文）の期日：令和5年2月14日（火）

(4) 面接の期日：令和5年2月15日（水）または16日（木）

(7) 特色検査の期日：令和5年2月14日（火）、15日（水）または16日（木）

※ 面接および特色検査の日時は、志願受付時に志願先（志願変更したときはその変更先）の高等学校から指示されます。

イ 検査の会場

志願先（志願変更したときはその変更先）の高等学校

ウ 学力検査等の時間

① 学力検査の教科の時間割

時刻	8 : 50 } 9 : 10	9 : 20 } 10 : 10	10 : 25 (予鈴)	10 : 30 } 11 : 20	11 : 35 (予鈴)	11 : 40 } 12 : 30
教科 その他	検査につい での注意	外国語 (英語)*		国 語		数 学

* 外国語(英語)の学力検査はリスニングテストを含みます。

② 学力検査の代わりにの作文による受検の時間割

時 刻	教科・その他
11 : 20～11 : 35	検査についての注意
11 : 40～12 : 30	作 文

エ 検査の注意点

(7) 学力検査

① 学力検査当日に持参するもの

受検票、筆記用具※、健康観察票、昼食、上ばき（必要としない学校もあります。）

※ 共通選抜において学力検査を実施する全ての公立高等学校でマークシート方式による解答用紙となっています。

※ 解答用紙への記入は鉛筆またはシャープペンシルに限りませんが、問題用紙にチェックするためのマーカー等は使用できません。（マークシート方式の解答にあたっては、HBまたはBの黒鉛筆が適しています。また、シャープペンシルを使用する場合は、芯の太さが0.5mm以上のものが適しています。）

② 携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末、計算または辞書機能を持つ電子機器、定規、三角定規、コンパス、分度器等は検査会場へ持ち込めません。

③ 学力検査は、志願先の高等学校が指定する教科をすべて受検します。

④ 受検する教科以外の検査時間は、指示された場所で待機してください。

⑤ 学力検査当日、大雪等の非常事態により学力検査の実施について変更が予想される場合には、当日の朝に、次によりお知らせしますので、直接確認してください。（変更の有無に関わらずお知らせします。）

・ テレビ神奈川(データ放送→dボタン→赤ボタン→県のお知らせ) 午前6 : 30以降
・ ウェブページ上に掲載 午前6 : 30以降
(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html>)

⑥ 学力検査当日は、携帯電話、スマートフォン等の携帯情報端末を検査会場に持ち込むことは禁止ですが、大雪等への対策で、持ち込む必要がある場合は、事前に保護者から中学校へご相談ください。持ち込むことになった場合は、会場に着いたら電源を切り、氏名、受験番号を記入した封筒（中学校名入り）に入れ、高等学校の指示に従ってください。

なお、県内国公立中学校（特別支援学校中学部を含む。）に在籍していない人で、大雪等への対策で持ち込む必要がある場合は、志願先の高等学校にご相談ください。

(4) 面接当日に持参するもの

受検票、健康観察票、上ばき（必要としない学校もあります。）
志願先（志願変更したときはその変更先）の高等学校から指示されたもの

(7) 特色検査当日に持参するもの

受検票、健康観察票、上ばき（必要としない学校もあります。）
志願先（志願変更したときはその変更先）の高等学校から指示されたもの

(2) 通信制の高等学校

ア 検査の内容および期日

作文：令和5年2月14日（火）、15日（水）または16日（木）

※ 検査の日時は、志願先の高等学校（志願変更したときはその変更先）より、志願（志願変更）受付の際に指示されます。

イ 検査の会場

志願先（志願変更したときはその変更先）の高等学校

追 検 査

ウ 検査の注意点

検査当日に持参するもの

受検票、筆記用具、健康観察票

共通選抜を志願する人のうち、インフルエンザの罹患等、やむを得ない事情により学力検査または作文（定時制の課程において、作文をもって学力検査に代える場合に限る。）の全てを受検できなかった人の中で、追検査の受検を希望する人を対象として次により実施します。

(1) 受検の手続

追検査の受検を希望する場合、在籍中学校または出身中学校に状況を伝えます。

中学校の校長は必要事項を記入した追検査受検願（第28号様式）を、志願先（志願変更したときはその変更先）の高等学校に提出します。

提出期間および受付時間は次表のとおりです。

提 出 期 間	受 付 時 間
令和5年2月14日(火)および 2月15日(水)	2月14日(火)は、午後1時から午後4時 2月15日(水)は、午前9時から正午

※ 在籍中学校または出身中学校が県外（海外を含む。）である等の事由により、期間内に追検査受検願（第28号様式）の提出ができない場合、志願先（志願変更したときはその変更先）の高等学校にご相談ください。

※ 追検査受検願（第28号様式）については、神奈川県教育委員会のホームページからダウンロードし、印刷して利用することもできます。URLは次のとおりです。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/jishiyoryo.html>

※ 定時制の課程における学力検査（作文をもって学力検査に代える場合を含む。）以外の検査および通信制の課程における検査については、追検査を実施しません。

(2) 追検査の内容および期日

学力検査（学力検査の代わりに作文） 令和5年2月22日(水)

(3) 追検査の会場

志願先（志願変更したときはその変更先）の高等学校

ただし、横浜市立の各高等学校については、次の会場で行います。

横浜市立横浜商業高等学校 教育支援センター（横浜市内南区南太田2-30-1）

※ 希望する人数および施設の状況等により会場を追加・変更する場合があります。追加・変更が予想される場合には、次によりお知らせしますので、直接確認してください。（追加・変更の有無に関わらずお知らせします。）

・ 横浜市ウェブページ上に掲載 令和5年2月16日(木)午後2時以降
(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/hischool/kokonyusen.html>)

横浜市立の各高等学校における追検査の会場のお問い合わせ

横浜市教育委員会事務局学校教育企画部高校教育課((045)671-3272)。

(4) 学力検査等の時間

① 学力検査の教科等・時間割 * 外国語(英語)の学力検査はリスニングテストを含みます。

時刻	9:20 9:40	9:50 10:40	10:55 (予鈴)	11:00 11:50	12:05 (予鈴)	12:10 13:00
教科 その他	検査について の注意	外国語 (英語)*		国語		数学

② 学力検査の代わりに作文による受検の時間割

時 刻	教科・その他
11:50~12:05	検査についての注意
12:10~13:00	作 文

【追検査に関する注意点】

学力検査について

① 学力検査当日に持参するもの

受検票、追検査受検許可書、筆記用具※、健康観察票、上ばき（必要としない学校もあります。）

※ 学力検査はマークシート方式による解答用紙となっています。

※ 解答用紙への記入は鉛筆またはシャープペンシルに限りますが、問題用紙にチェックするためのマーカー等は使用できます。（マークシート方式の解答にあたっては、HBまたはBの黒鉛筆が適しています。また、シャープペンシルを使用する場合は、芯の太さが0.5mm以上のものが適しています。）

② 携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末、計算または辞書機能を持つ電子機器、定規、三角定規、コンパス、分度器等は検査会場へ持ち込めません。

③ 学力検査は、志願先の高等学校が指定する教科をすべて受検します。

④ 受検する教科以外の検査時間は、指示された場所で待機してください。

⑤ 学力検査当日、大雪等の非常事態により学力検査の実施について追加・変更が予想される場合には、当日の朝に、次によりお知らせしますので、直接確認してください。（変更の有無に関わらずお知らせします。）

・ ウェブページ上に掲載 午前6:30以降
(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html>)

携帯電話等について

学力検査当日は、携帯電話やスマートフォン等の携帯情報端末を検査会場に持ち込むことは禁止ですが、大雪等への対策で、持ち込む必要がある場合は、事前に保護者から中学校へご相談ください。持ち込むことになった場合は、会場に着いたら電源を切り、氏名、受検番号を記入した封筒（中学校名入り）に入れ、検査会場での指示に従ってください。

なお、県内国公立中学校（特別支援学校中学部を含む。）に在籍していない人で、大雪等への対策で持ち込む必要がある場合は、志願先の高等学校にご相談ください。

**共通選抜
の
選考方法**

(1) 共通選抜における選考の方法（県立横浜明朋高等学校、県立相模向陽館高等学校および通信制の高等学校を除く。）

① 第1次選考（募集人員の90%まで）

中学校の校長から提出された調査書の評定(A)、学力検査（追検査を含む。）の得点(B)および面接の結果(C)をもとに、それぞれを100点満点に換算した(a)、(b)、(c)の数値を、各学校が定めた比率(f、g、h)で、次の式により合計値を算出し、上位の者から合格者を決定します。

$$S_1 = (a) \times f + (b) \times g + (c) \times h$$

なお、特色検査を実施した場合は、その結果(D)を100点満点に換算した(d)を加えます。

$$S_1 = (a) \times f + (b) \times g + (c) \times h + (d) \times i$$

※ f、g、hは2以上の整数で f + g + h = 10、iは1以上5以下の整数

② 資料の整わない者の選考

資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して、第1次選考合格者に相当する者であるかを判断し、適正に選考します。

③ 第2次選考

①・②で合格となっていないすべての者を対象に、調査書の評定(a)を資料とせず、次の式の上位の者から合格者を決定します。

$$S_2 = (b) \times g + (c) \times h$$

なお、特色検査を実施した場合は、

$$S_2 = (b) \times g + (c) \times h + (d) \times i$$

※ g、hは2以上の整数で g + h = 10として改めて設定、iは1以上5以下の整数

(2) 県立横浜明朋高等学校および県立相模向陽館高等学校の共通選抜における選考の方法

当該高等学校が事前に公表した選考基準に基づいて、中学校の校長から提出された調査書の観点別学習状況、学力検査（追検査を含む。）および面接の結果、さらに県立相模向陽館高等学校においては自己表現検査の結果を資料として、総合的に選考します。

(3) 通信制の高等学校の共通選抜における選考の方法

当該高等学校が事前に公表した選考基準に基づいて、中学校の校長から提出された調査書および作文の結果を資料として、総合的に選考します。

合格者の発表の日時・方法および合格通知書の交付場所は次表のとおりです。

**合格者
の発表**

合格者の発表の日時・方法	合格通知書の交付場所
令和5年2月28日(火)午前9時 検査当日に配付されたパスワードを使い、合格発表WEBサイト上で確認します。	志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校

※ 合格発表のWEBサイトを閲覧することができない場合は、志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校にて合否結果通知書を手渡します。

※ 合格者には学力検査等の得点および教科別の採点結果（「答案の写し」および「問い別採点結果」）を手渡します。不合格者には学力検査等の得点および教科別の採点結果（「答案の写し」および「問い別採点結果」）を郵送します。

※ 合格通知書および答案の写し等の受取を行うのは本人です。代理人が受取を行う場合は、事前に中学校から志願先の高等学校に連絡した上で、本人を確認できる書類（運転免許証等）を持参してください。

なお、代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。

**入学の
許可**

(1) 入学の許可は、合格者に高等学校の校長が合格通知書を交付することによって行います。

(2) 志願または選抜のための検査等に際し、不正行為があった場合は、入学を許可しません。また、入学許可後に不正行為が判明した場合は、入学の許可を取り消します。

入学手続

(1) 高等学校の校長が指定する期日までに、誓約書を高等学校に提出してください。

(2) 定時制については、指定された期日までに、入学料を納付してください。指定された期間内に入学手続を行わなかった人は、入学の許可を取り消されることがあります。

定時制の入学料の額等は、次表のとおりです。通信制の入学料は無料です。

高等学校の区分	県立	横浜市立	川崎市立	横須賀市立
名称	入学料	入学金	入学料	入学金
金額	2,100円	1,200円	2,100円	2,100円
納付方法	合格発表時にご案内します。		高等学校へ直接納付してください。	

その他

- (1) 志願者数については、募集期間終了日の受付終了後および志願変更の期間中、毎日、受付終了後、各志願先の高等学校に掲示されます。また、募集および志願変更の期間終了日の翌日（土曜日および日曜日を除く。）以降、神奈川県ホームページの「記者発表」よりご覧いただけます。
- (2) 志願者数、合格者等については、電話等による問合せには一切応じません。
- (3) 志願手続についてわからないときは、志願先の高等学校にお問い合わせください。
- (4) 入学者選抜に関する「自分の個人情報」は、個人情報保護に関する条例に基づき、文書による開示請求をすれば、指定された期日に見ることができます。（ただし、請求しても見ることができないものもあります。）
- (5) 入学者選抜の資料とした住所・氏名等の個人情報は、個人情報保護に関する条例に基づいて、入学後の教育活動のために使用します。
- (6) 経済的な理由で支払が困難な方に対し、受検料および入学料の全部または一部を免除する制度があります。詳細については、各高等学校にお問い合わせください。（21ページをご覧ください。）
- (7) 新型コロナウイルス感染症に係る追加の検査については17ページをご覧ください。

Ⅲ 定通分割選抜

※ 定通分割選抜は、夜間の定時制の高等学校および通信制の高等学校が実施します。

募集期間は同じですが、定通分割選抜の志願者は、共通選抜（二次募集）またはインクルーシブ教育実践推進校特別募集（二次募集）に同時に志願することができます。

志 願

- (1) 1 ページの I の「志願資格」に該当し、かつ、令和 5 年度入学者選抜における国公立の高等学校（高等専門学校を含む。）または特別支援学校の合格者になっていない人が志願できます。
※ 合格者は、入学手続の有無に関わらず、志願することはできません。
- (2) 定通分割選抜において志願できるのは、一つの高等学校の一つの課程の一つの学科に限りです。ただし、機械科および電気科を一括して募集する県立小田原城北工業高等学校は、それを一つの学科とみなします。
- (3) 定通分割選抜において、県立神奈川工業高等学校に志願する場合、同じ高等学校の同じ課程の他の工業に関する学科を第 2 希望として志願することができます。
- (4) 18 歳以上（令和 5 年 4 月 1 日現在）の人は、学力検査の代わりに、作文で受検することができます。作文での受検を希望する人は入学願書の「作文」を○で囲んでください。

入学願書等の提出

- (1) 入学願書（定時制は第 1 号様式の 2、通信制は第 1 号様式の 3）を志願先の高等学校へ直接提出してください。**定通分割選抜では、郵送による入学願書等の提出はできません。**
入学願書については、必要事項を漏れなく記入のうえ、志願者の写真を貼り、中学校長の証明等を受けてください。入学願書に不備があるときは、受け付けることができません。（記入上の注意は20ページをご覧ください。）

注意

日本の中学校を既に卒業している人は、出身中学校に、高等学校等に在籍していないことを証明するもの、本人の県内在住を証明できる書類（住民票の写し等）または、県内に勤務地があることを証明できる書類（勤務先からの証明書等）を提示することで、志願資格があることを確認してもらい、入学願書に中学校長の証明を受けてください。

なお、18歳以上（令和5年4月1日現在）の人は、入学願書の保護者欄の記入を省略することができます。

- (2) 面接シート（第14号様式）を入学願書に併せて提出してください。また、通信制の課程に志願する人は、面接シートの提出は不要です。
- (3) 次に該当する人は、願書とともに提出する書類がありますので注意してください。
詳しいことは、中学校の先生に相談してください。
 - ① 県教育長から志願資格承認を受けた人（第15号様式による申請の場合）
→ 志願資格承認書（第17号様式の1）
 - ② 全日制の課程を志願しない場合で、県教育長から志願資格を受けようとする人（第15号様式で申請した人を除く。）
→ 神奈川県公立高等学校（定時制・通信制の課程、別科）入学志願資格承認申請書（第18号様式）*申請の方法については16ページをご覧ください。
 - ③ 横浜市または川崎市教育委員会もしくは当該市立高等学校長から学区確認を受けた人（第22号様式の1または第22号様式の2による申請の場合）
→ 学区確認結果通知書（第25号様式の1または2）
 - ④ 選考にあたって、長期の欠席について特別な事情を有する志願者の取扱いを希望する人
→ 長期の欠席を理由とする選抜方法申請書（第7号様式）・欠席状況証明書（第8号様式：中学校長が作成します。）・長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書（第9号様式）
- (4) 受検料を納付してください。

定時制の受検料の額等は、次のページの表のとおりです。共通選抜に志願した人も、定通分割選抜に志願する際は、再度受検料を納付する必要があります。

なお、納付した受検料は原則として返還できませんのでご了承ください。通信制の受検料は無料です。

高等学校の区分	県立	横浜市立	川崎市立	横須賀市立
名称	入学検定料	入学選考手数料	入学選考料	入学検定料
金額	950円	650円	950円	950円
納付方法	別紙「県立高等学校（定時制）の受検料・入学料の納付方法について」により納付してください。	別紙「横浜市立高等学校（定時制）の入学選考手数料（受検料）・入学金の納付方法について」により納付してください。	別紙「川崎市立高等学校（定時制）の入学選考料（受検料）納付方法について」により納付してください。	別紙「横須賀市立高等学校の受検料の納付方法について」により納付してください。
納付後の手続	金融機関等の確認印が押印された収入済証明書を入学願書の裏面に貼付してください。			

(5) 募集期間（入学願書等受付）

高等学校の種類	募集期間	受付時間
夜間の定時制の高等学校	令和5年 3月2日(木)および 3月3日(金)	3月2日(木)は、午後2時～午後7時 3月3日(金)は、午後2時～午後4時
通信制の高等学校		3月2日(木)は、午前9時～正午 および午後1時～午後5時 3月3日(金)は、午前9時～正午 および午後1時～午後4時

※ 志願する選抜の募集期間中は、志願の取消しはできません。

(6) 志願者の調査書（令和5年4月1日現在で18歳以上の人は不要）は、中学校の校長から、次の期間に志願先の高等学校へ提出されます。

高等学校の種類	調査書等の提出期間	受付時間
夜間の定時制の高等学校	令和5年3月2日(木)から 3月8日(水)まで (土曜日および日曜日を除く。)	午後2時～午後7時
通信制の高等学校		午前9時～正午および 午後1時～午後5時

※ **定通分割選抜**における調査書の提出については、中学校で厳封したものを、志願時または志願変更時に、志願者が持参することもできます。

※ 入学願書等の提出を行うのは本人です。代理人が提出を行う場合は、事前に中学校から志願先の高等学校に連絡した上で、本人を確認できる書類（運転免許証等）を持参してください。なお、代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。

志願変更

(1) 志願変更の範囲

- ア (2)の**志願変更期間中1回**に限り、志願変更できます。
- イ どの高等学校へも志願変更できます。
- ウ 定・通の異なる課程の間でも志願変更できます。
- エ 異なる学科へも志願変更できます。（同じ高校の異なる学科にもできます。）
- オ 県立神奈川工業高等学校に志願する際、第2希望の志願をしていなくても、志願変更時に、第2希望の志願ができます。

(2) 志願変更期間

高等学校の種類	志願変更期間	受付時間
夜間の定時制の高等学校	令和5年 3月6日(月)および 3月7日(火)	3月6日(月)は、午後2時～午後7時 3月7日(火)は、午前9時～正午 および午後1時～午後4時
通信制の高等学校		3月6日(月)は、午前9時～正午 および午後1時～午後7時 3月7日(火)は、午前9時～正午 および午後1時～午後4時

※ 3月7日(火)の午後4時までに、志願変更先での手続を完了してください。

(3) 志願変更の手続

志願変更をする人は、志願変更期間中に、次の手順により手続をしてください。

なお、**郵送による志願変更の手続はできません。**

- ① 志願変更願（第13号様式：各中学校に用紙があります。）に必要事項を記入します。
 - ② 志願変更願に中学校長の確認印を受けます。
 - ③ 志願変更願と受検票を、志願先の高等学校へ提出します。
 - ④ 入学願書等必要な書類の返還を受けます。
 - ⑤ その場で、返還を受けた入学願書および受検票の志願先の高等学校名等を斜線で消し、志願変更先欄に記入した後、高等学校の確認を受け、志願変更願（写し）を受け取ります。
 - ⑥ 入学願書、受検票、志願変更願（写し）および新たに作成した面接シート等を志願変更先の高等学校へ提出します。
- ※ 課程を変更する場合は、新たにそれぞれの入学願書を用意する必要があります。

[志願変更に関する注意点]

- ※1 受検料に関する注意点は次のとおりです。
- ① 県立高等学校間、川崎市立高等学校間および同一高等学校内の志願変更では、受検料を再納付する必要はありませんが、その他の場合には受検料を再納付する必要があります。
 - ② 受検料を再納付する場合は、志願変更先の高等学校へ直接納付してください。
 - ③ 県立高等学校間の志願変更であっても、通信制の課程から定時制の課程へ志願変更する場合には、受検料を納付する必要があります。
なお、定時制の課程から通信制の課程へ志願変更する場合には、受検料は返還しません。
- ※2 第2希望の志願変更の手続も、(3)の志願変更の手続に準じて行います。
- ※3 志願変更願等の提出を行うのは本人です。代理人が提出を行う場合は、本人を確認できる書類（運転免許証等）を持参してください。なお、代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。

志願取消

志願または志願変更後に入学を希望する他の学校の合格が決まった場合は、合格発表日の前日（令和5年3月16日（木））正午までに、必ず志願取消の手続をしてください。

定通分割
選抜
の検査

(1) 定時制の高等学校

ア 検査の内容および期日

(ア) 学力検査（学力検査の代わりに作文）の期日：令和5年3月10日（金）

(イ) 面接の期日：令和5年3月10日（金）または13日（月）

(ウ) 特色検査の期日：令和5年3月10日（金）または13日（月）

※ 面接および特色検査の日時は、志願受付時に志願先（志願変更したときはその変更先）の高等学校から指示されます。

イ 検査の会場

志願先（志願変更したときはその変更先）の高等学校

ウ 学力検査等の時間

① 学力検査の教科の時間割

時刻	9:00 ┆ 9:10	9:20 ┆ 9:50	10:05	10:10 ┆ 10:40	10:55	11:00 ┆ 11:30
教科 その他	検査につ いての注意	外国語 (英語)	(予鈴)	国語	(予鈴)	数学

② 学力検査の代わりに作文による受検の時間割

時刻	教科・その他
10:25～10:35	検査についての注意
10:40～11:30	作文

エ 検査の注意点

(ア) 学力検査

① 学力検査当日に持参するもの

受検票、筆記用具※、健康観察票、昼食、上ばき（必要としない学校もあります。）

※ 定通分割選抜において学力検査を実施する全ての公立高等学校でマークシート方式による解答用紙となっています。

※ 解答用紙への記入は鉛筆またはシャープペンシルに限りませんが、問題用紙にチェックするためのマーカー等は使用できません。（マークシート方式の解答にあたっては、HBまたはBの黒鉛筆が適しています。また、シャープペンシルを使用する場合は、芯の太さが0.5mm以上のものが適しています。）

② 携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末、計算または辞書機能を持つ電子機器、定規、三角定規、コンパス、分度器等は検査会場へ持ち込めません。

③ 学力検査は、志願先の高等学校が指定する教科をすべて受検します。

④ 受検する教科以外の検査時間は、指示された場所で待機してください。

⑤ 学力検査当日、大雪等の非常事態により学力検査の実施について変更が予想される場合には、当日の朝に、次によりお知らせしますので、直接確認してください。（変更の有無に関わらずお知らせします。）

- ・ テレビ神奈川（データ放送→dボタン→赤ボタン→県のお知らせ）午前6:30以降
- ・ ウェブページ上に掲載 午前6:30以降
(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html>)

⑥ 学力検査当日は、携帯電話やスマートフォン等の携帯情報端末を検査会場に持ち込むことは禁止ですが、大雪等への対策で、持ち込む必要がある場合は、事前に保護者から中学校へご相談ください。持ち込むことになった場合は、会場に着いたら電源を切り、氏名、

受検番号を記入した封筒（中学校名入り）に入れ、高等学校の指示に従ってください。
 なお、県内国公立中学校（特別支援学校中学部を含む。）に在籍していない人で、大雪等への対策で持ち込む必要がある場合は、志願先の高等学校にご相談ください。

(4) 面接当日に持参するもの

受検票、健康観察票、上ばき（必要としない学校もあります。）
 志願先（志願変更したときはその変更先）の高等学校から指示されたもの

(7) 特色検査の当日に持参するもの

受検票、健康観察票、上ばき（必要としない学校もあります。）
 志願先（志願変更したときはその変更先）の高等学校から指示されたもの

(2) 通信制の高等学校

ア 検査の内容および期日

作文：令和5年3月10日（金）または13日（月）

※ 検査の日時は、志願先の高等学校（志願変更したときはその変更先）より、志願（志願変更）受付の際に指示されます。

イ 検査の会場

志願先（志願変更したときはその変更先）の高等学校

ウ 検査の注意点

検査当日に持参するもの

受検票、筆記用具、健康観察票

定通分割
 選抜の
 選考方法

(1) 定時制の高等学校の定通分割選抜における選考の方法

中学校の校長から提出された調査書の評定(A)、学力検査の得点(B)および面接の結果(C)をもとに、それぞれを100点満点に換算した(a)、(b)、(c)の数値を、各学校が定めた比率(f、g、h)で、次の式により合計値を算出し、上位の者から合格者を決定します。

$$S_1 = (a) \times f + (b) \times g + (c) \times h$$

なお、特色検査を実施した場合は、その結果(D)を100点満点に換算した(d)を加えます。

$$S_1 = (a) \times f + (b) \times g + (c) \times h + (d) \times i$$

※ f、g、hは2以上の整数でf + g + h = 10、iは1以上5以下の整数

(2) 通信制の高等学校の定通分割選抜における選考の方法

当該高等学校が事前に公表した選考基準に基づいて、中学校の校長から提出された調査書および作文の結果を資料として、総合的に選考します。

合格者
 の発表

(1) 合格者の発表の日時および場所

高等学校の種類	合格者の発表の日時	場 所
夜間の定時制の高等学校	令和5年3月17日（金） 午後3時～午後6時	志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校
通信制の高等学校	令和5年3月17日（金） 午前10時～正午 および 午後1時～午後3時	

(2) 合格発表の方法

合否結果通知書（封筒に入っています。）をお渡ししますので、合否結果を確認してください。合否結果通知書の受取りには受検票の提示が必要です。

※ 合否結果通知書は、受検結果の通知です。

合否結果の確認後、合格した人は直ちに合格通知書を受け取ってください。

※ 学力検査を実施する高等学校において、学力検査等の得点および教科別の採点結果（「答案の写し」および「問い別採点結果」）を手渡します。

※ 合否結果通知書、合格通知書および答案写し等の受取を行うのは本人です。代理人が受取を行う場合は、事前に中学校から志願先の高等学校に連絡した上で、本人を確認できる書類（運転免許証等）を持参してください。

なお、代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。

入学の
 許可

(1) 入学の許可は、合格者に高等学校の校長が合格通知書を交付することによって行います。

(2) 志願または選抜のための検査等の際し、不正行為があった場合は、入学を許可しません。また、入学許可後に不正行為が判明した場合は、入学の許可を取り消します。

入学
 手続

(1) 高等学校の校長が指定する期日までに、誓約書を高等学校に提出してください。

(2) 定時制については、指定された期日までに、入学料を納付してください。指定された期間内に入学手続を行わなかった人は、入学の許可を取り消されることがあります。

定時制の入学料の額等は、次のページの表のとおりです。

高等学校 の区分	県立	横浜市立	川崎市立	横須賀市立
名称	入学料	入学金	入学料	入学金
金額	2,100円	1,200円	2,100円	2,100円
納付方法	合格発表時にご案内します。		高等学校へ直接納付してください。	

※ 通信制の入学料は無料です。

その他

- (1) 志願者数については、募集および志願変更の期間中、毎日、受付終了後、各志願先の高等学校に掲示されます。また、募集および志願変更の期間終了日の翌日（土曜日および日曜日を除く。）以降、神奈川県ホームページの「記者発表」よりご覧いただけます。
- (2) 志願者数、合格者等については、電話等による問合せには一切応じません。
- (3) 志願手続についてわからないときは、志願先の高等学校にお問い合わせください。
- (4) 入学者選抜に関する「自分の個人情報」は、個人情報保護に関する条例に基づき、文書による開示請求をすれば、指定された期日に見ることができます。（ただし、請求しても見ることができないものもあります。）
- (5) 入学者選抜の資料とした住所・氏名等の個人情報は、個人情報保護に関する条例に基づいて、入学後の教育活動のために使用します。
- (6) 経済的な理由で支払が困難な方に対し、受検料および入学料の全部または一部を免除する制度があります。詳細については、各高等学校にお問い合わせください。（21ページをご覧ください。）

IV 二次募集

志願資格 と学区

二次募集は、県立の高等学校については県教育長が、各市立の高等学校についてはそれぞれの市の教育委員会教育長が必要と認めた場合に行います。

- (1) 共通選抜の二次募集（県立横浜明朋高等学校、県立川崎高等学校、県立厚木清南高等学校、県立相模向陽館高等学校、横浜市立横浜総合高等学校および川崎市立川崎高等学校）

募集期間は同じですが、共通選抜（二次募集）の志願者は、定通分割選抜に同時に志願することができます。追加の検査の対象者は、志願取消の手続を行うことで志願することができます。

ア 1ページのIの「志願資格」に該当し、令和5年度入学者選抜における国公私立の高等学校（高等専門学校を含む。）または特別支援学校の合格者になっていない人が志願できます。

※ 合格者は、入学手続の有無に関わらず、志願することはできません。

イ 共通選抜の二次募集において志願できるのは、一つの高等学校の一つの課程の一つの学科または部に限ります。

ウ 共通選抜の二次募集において、県立横浜明朋高等学校、県立相模向陽館高等学校および横浜市立横浜総合高等学校に志願する場合、同じ高等学校の同じ課程の共通選抜の二次募集を実施している他の部を第2希望として志願することができます。

エ 18歳以上（令和5年4月1日現在）の人は、学力検査の代わりに、作文で受検することができます。作文での受検を希望する人は入学願書の「作文」を○で囲んでください。

- (2) 定通分割選抜の二次募集（(1)以外の定時制（夜間）および通信制の高等学校）

ア 1ページのIの「志願資格」に該当し、令和5年度入学者選抜における国公私立の高等学校（高等専門学校を含む。）または特別支援学校の合格者になっていない人が志願できます。

※ 合格者は、入学手続の有無に関わらず、志願することはできません。

イ 定通分割選抜の二次募集の志願は、一つの高等学校の一つの課程の一つの学科に限ります。ただし、機械科および電気科を一括して募集する県立小田原城北工業高等学校は、それの一つの学科とみなします。

ウ 定通分割選抜の二次募集において、県立神奈川工業高等学校に志願する場合、同じ高等学校の他の定通分割選抜の二次募集を実施している工業に関する学科を第2希望として志願することができます。

※ (1)、(2)ともに二次募集は、県立高等学校、横浜市立高等学校、川崎市立高等学校および横須賀市立高等学校において、県内のどこからでも志願することができます。

入学願書 等の提出

- (1) 募集期間中に、入学願書（定時制は第1号様式の2、通信制は第1号様式の3）を志願先の高等学校へ直接提出してください。合格発表から二次募集の出願期間までの期間が短いため、郵送による入学願書等の提出はできません。

- (2) 定時制の受検料は、入学願書とともに志願先の高等学校に直接納付してください。

〔県立・川崎市立・横須賀市立の高等学校：950円、横浜市立の高等学校：650円〕

通信制の受検料は無料です。

- (3) 志願する選抜の募集期間中は、志願の取消しはできません。

※ 面接を実施する高等学校の校長が、面接シート（第14号様式）の提出を求める場合には、入学願書とともに志願の際に提出します。

※ 調査書については、中学校で厳封したものを、志願時または志願変更時に、志願者が持参することもできます。

- ※ 願書とともに提出する書類のある人は、共通選抜・定通分割選抜に準じて提出してください。
 ※ 入学願書等の提出を行うのは本人です。代理人が提出を行う場合は、事前に中学校から志願先の高等学校に連絡した上で、本人を確認できる書類（運転免許証等）を持参してください。

なお、代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。

志願変更

- (1) 共通選抜の二次募集（**県立横浜明朋高等学校、県立川崎高等学校、県立厚木清南高等学校、県立相模向陽館高等学校、横浜市立横浜総合高等学校および川崎市立川崎高等学校**）
 ア 志願変更期間中1回に限り、志願変更できます。
 イ 二次募集を実施しているどの高等学校へも志願変更できます。
 ウ 全・定の異なる課程間でも志願変更できます。
 エ 異なる学科へも志願変更できます。
 オ 県立横浜明朋高等学校、県立相模向陽館高等学校および横浜市立横浜総合高等学校に志願する際、第2希望の志願をしていなくても、志願変更時に、第2希望の志願ができます。
- (2) 定通分割選抜の二次募集（**(1)以外の定時制（夜間）の高等学校および通信制の高等学校**）
 ア 志願変更期間中1回に限り、志願変更できます。
 イ 二次募集を実施しているどの高等学校へも志願変更できます。
 ウ 定・通の異なる課程間でも志願変更できます。
 エ 県立神奈川工業高等学校に志願する際、第2希望の志願をしていなくても、志願変更時に、第2希望の志願ができます。

二次募集の日程および検査の概要は次のとおりです。

なお、検査の会場および合格者の発表の場所はともに志願先（志願変更したときはその変更先）の高等学校です。

二次募集の日程と検査概要

- (1) 共通選抜の二次募集（**県立横浜明朋高等学校、県立川崎高等学校、県立厚木清南高等学校、県立相模向陽館高等学校、横浜市立横浜総合高等学校および川崎市立川崎高等学校**）

項目	期間・期日	時間等	
		県立横浜明朋高等学校、 県立相模向陽館高等学校 および横浜市立横浜総合 高等学校	県立川崎高等学校、県立 厚木清南高等学校および 川崎市立川崎高等学校
募集期間 (入学願書等受付)	令和5年3月2日(木) および3月3日(金)	3月2日(木)は、 午前9時～正午および 午後1時～午後4時 3月3日(金)は、 午前9時～正午	3月2日(木)は、 午後2時～午後7時 3月3日(金)は、 午後2時～午後4時
志願変更	令和5年3月6日(月) および3月7日(火)	午前9時～正午および 午後1時～午後4時	3月6日(月)は、 午後2時～午後7時 3月7日(火)は、 午前9時～正午および 午後1時～午後4時
調査書の 提出期間	令和5年 3月2日(木)から 3月8日(水)まで (土曜日および日曜日 を除く。)	午前9時～正午および 午後1時～午後4時	午後2時～午後7時
学力検査等	令和5年3月9日(木)	午前9時から	
合格者の発表	令和5年3月15日(水)	午前10時～正午 (受検票の提示が必要)	午後3時～午後6時 (受検票の提示が必要)

学力検査の教科等の時間割

時刻	9:00 ┆ 9:10	9:20 ┆ 9:50	10:05	10:10 ┆ 10:40	10:55	11:00 ┆ 11:30
教科 その他	検査に ついての 注意	外国語 (英語)	(予鈴)	国語	(予鈴)	数学

- ※ 学力検査の他に、必要に応じて面接を実施する場合があります。面接を実施する場合は、学力検査と同じ日に各志願先（志願変更したときはその変更先）の高等学校で行います。

面接の時間等は、志願受付時に志願先（志願変更したときはその変更先）の高等学校から指示されます。

定時制の高等学校における学力検査の代わりにの作文による受検の時間割

時刻	教科・その他
10:25～10:35	検査についての注意
10:40～11:30	作文

(2) 定通分割選抜の二次募集（(1)以外の定時制(夜間)の高等学校）

項目	期間・期日	時間等
募集期間 (入学願書等受付)	令和5年3月22日(水) および3月23日(木)	3月22日(水)は、午後2時～午後7時 3月23日(木)は、午後2時～午後4時
志願変更	令和5年3月24日(金)	午後2時～午後7時
調査書の 提出期間	令和5年 3月22日(水)から 3月24日(金)まで	午後2時～午後7時
検査(面接)	令和5年3月27日(月)	志願受付時に指示されます。
合格者の発表	令和5年3月29日(水)	午後3時～午後6時(受検票の提示が必要)

- ※ 検査の時間等は志願受付時に指示されます。
- ※ 検査は面接を実施します。
- ※ 追検査および追加の検査は実施しません。

(3) 定通分割選抜の二次募集（通信制の高等学校）

項目	期間・期日	時間等
募集期間 (入学願書等受付)	令和5年3月22日(水) および3月23日(木)	3月22日(水)は、午前9時～正午 および午後1時～午後5時 3月23日(木)は、午前9時～正午 および午後1時～午後4時
志願変更	令和5年3月24日(金)	午前9時～正午および午後1時～午後7時
調査書の 提出期間	令和5年 3月22日(水)から 3月24日(金)まで	午前9時～正午および午後1時～午後5時
検査(作文)	令和5年3月27日(月)	志願受付時に指示されます。
合格者の発表	令和5年3月29日(水)	午前10時～正午および午後1時～午後3時 (受検票の提示が必要)

- ※ 検査の時間等は志願受付時に指示されます。
- ※ 検査は作文を実施します。
- ※ 追検査および追加の検査は実施しません。

二次募集
の
選考方法

(1) 共通選抜の二次募集（県立横浜明朋高等学校、県立川崎高等学校、県立厚木清南高等学校、県立相模向陽館高等学校、横浜市立横浜総合高等学校および川崎市立川崎高等学校）

調査書（県立横浜明朋高等学校および県立相模向陽館高等学校においては評定を除く。）および学力検査の結果を資料として総合的に選考します。必要に応じて面接を実施した場合は、面接の結果も選考の資料とします。

(2) 定通分割選抜の二次募集（(1)以外の定時制(夜間)の高等学校および通信制の高等学校）

調査書および面接または作文の結果を資料として総合的に選考します。

その他

「合格者の発表」の(2)合格発表の方法、「入学の許可」、「入学手続」、「その他」については、10、11ページを参照してください。

令和5年度神奈川県公立高等学校入学者選抜実施校一覧（定時制の課程・通信制の課程 令和4年9月1日現在）

学校名	郵便番号	所在地	学校名	郵便番号	所在地
神奈川県立神奈川工業高等学校	221-0812	横浜市神奈川区平川町19-1	神奈川県立小田原高等学校	250-0045	小田原市城山3-26-1
神奈川県立横浜翠嵐高等学校	221-0854	横浜市神奈川区三ツ沢南町1-1	神奈川県立小田原城北工業高等学校	250-0852	小田原市栢山200
神奈川県立横浜明朋高等学校	234-0054	横浜市港南区港南台9-18-1	神奈川県立茅ヶ崎高等学校	253-0042	茅ヶ崎市本村3-4-1
神奈川県立希望ヶ丘高等学校	241-0824	横浜市旭区南希望が丘79-1	神奈川県立秦野総合高等学校	257-0013	秦野市南が丘1-4-1
神奈川県立磯子工業高等学校	235-0023	横浜市磯子区森5-24-1	神奈川県立厚木清南高等学校	243-0021	厚木市岡田1-12-1
神奈川県立横浜修徳高等学校	245-0016	横浜市泉区和泉町2563	神奈川県立伊勢原高等学校	259-1142	伊勢原市田中1008-3
神奈川県立川崎高等学校	210-0845	川崎市川崎区渡田山王町22-6	神奈川県立相模向陽館高等学校	252-0003	座間市ひばりが丘3-58-1
神奈川県立向の園工業高等学校	214-0022	川崎市多摩区堰1-28-1	横浜市立横浜総合高等学校	232-0061	横浜市区大岡2-29-1
神奈川県立津久井高等学校	252-0159	相模原市緑区三ヶ木272-1	横浜市立戸塚高等学校	245-8588	横浜市戸塚区汲沢2-27-1
神奈川県立神奈川総合産業高等学校	252-0307	相模原市南区文京1-11-1	川崎市立川崎高等学校	210-0806	川崎市川崎区中島3-3-1
神奈川県立横須賀高等学校	238-0022	横須賀市公郷町3-109	川崎市立川崎総合科学高等学校	212-0002	川崎市幸区小向仲野町5-1
神奈川県立迫浜高等学校	237-0061	横須賀市夏島町13	川崎市立橘高等学校	211-0012	川崎市中原区中丸子562
神奈川県立高浜高等学校	254-0805	平塚市高浜台8-1	川崎市立高津高等学校	213-0011	川崎市高津区久本3-11-1
神奈川県立湘南高等学校	251-0021	藤沢市鶴沼神明5-6-10	横須賀市立横須賀総合高等学校	239-0831	横須賀市久里浜6-1-1

在県外国人等特別募集

募集を行う高校

学校名	学科等	募集定員
県立横浜明朋高等学校	単位制による定時制 普通科 午前部	7人
	単位制による定時制 普通科 午後部	7人
県立相模向陽館高等学校	単位制による定時制 普通科 午前部	10人
	単位制による定時制 普通科 午後部	10人
横浜市立横浜総合高等学校	単位制による定時制 総合学科 II部	10人
川崎市立川崎高等学校	定時制 普通科 昼間部	8人

※ 入学願書は、志願先の高等学校、神奈川県教育委員会、横浜市教育委員会および川崎市教育委員会で配付します。

志願資格と学区

1 ページの I の「志願資格」に該当し、かつ、次のすべてに該当する人が対象となります。

- (1) 外国の国籍を有する（難民として認定された人を含みます。）人
または日本国籍を取得して6年以内（令和5年2月1日現在）の人
(2) 入国後の在留期間が通算で6年以内（令和5年2月1日現在）の人

在県外国人等特別募集は、県立高等学校、横浜市立高等学校、川崎市立高等学校とともに、県内のどこからでも志願することができます。

志 願

- (1) 在県外国人等特別募集に志願した人は、共通選抜や他の特別募集に同時に志願することはできません。
(2) 県立横浜明朋高等学校および県立相模向陽館高等学校の在県外国人等特別募集において、同じ高等学校の同じ課程の他の部を第2希望として志願することができます。
(3) 18歳以上（令和5年4月1日現在）の人は、学力検査の代わりに、作文で受検することができます。作文での受検を希望する人は入学願書の「作文」を○で囲んでください。

入学願書等の提出

- (1) 次のア、イ、ウの書類を、各志願先の高等学校へ直接提出してください。
志願先の高等学校で志願資格を確認するため、郵送による入学願書等の提出はできません。
ア 入学願書（第2号様式の2）
県教育長から志願の承認を受けた人は、志願資格承認書（第17号様式の1）を添付してください。
イ 面接シート（第14号様式）（面接シートの提出が必要な高等学校のみ）
ウ 答案の写し等送付用シート

(2) 特別募集の志願資格を確認するため、次のア、イの書類を、各志願先の高等学校に提示してください。
ア 外国籍を有すること、難民として認定されたこと、または日本国籍を取得して6年以内（令和5年2月1日現在）であることを証明する書類
イ 入国後の在留期間が通算6年以内（令和5年2月1日現在）であることを証明する書類（パスポート、出入国記録等）

- (3) 募集期間（入学願書等受付）

募集期間（入学願書等受付）	受付時間
令和5年1月30日(月)から 2月1日(水)まで	午前9時～正午および午後1時～午後4時 ただし、2月1日(水)は、午前9時～正午

※ 募集期間中は、志願の取消しはできません。

- (4) 受検料を納付してください。なお、納付した受検料は原則として返還できませんのでご了承ください。受検料の額等は、次表のとおりです。

高等学校の区分	県立	横浜市立	川崎市立
名称	入学検定料	入学選考手数料	入学選考料
金額	950円	650円	950円
納付方法	別紙「県立高等学校（定時制）の受検料・入学料の納付方法について」により納付してください。	別紙「横浜市立高等学校（定時制）の入学選考手数料（受検料）・入学金の納付方法について」により納付してください。	別紙「川崎市立高等学校（定時制）の入学選考料（受検料）納付方法について」により納付してください。
納付後の手続	金融機関等の確認印が押印された収入済証明書を入学願書の裏面に貼付してください。		

- (5) 志願者の調査書（令和5年4月1日現在で18歳以上の人は不要）は、中学校の校長から、志願先の高等学校へ提出されます。調査書の提出期間は次表のとおりです。

調査書の提出期間	受付時間
令和5年2月6日(月)から 2月9日(木)まで	2月6日(月)は、午後1時～午後4時 2月7日(火)、2月8日(水)および2月9日(木)は、 午前9時～正午および午後1時～午後4時

- (6) 入学願書等の提出を行うのは本人です。代理人が提出を行う場合は、事前に中学校から志願先の高等学校に連絡した上で、本人を確認できる書類（運転免許証等）を持参してください。なお、代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。

志願変更

- (1) 志願変更の範囲
 ア (2)の志願変更期間中1回に限り、志願変更できます。
 イ どの高等学校へも志願変更できます。
 ウ 全・定・通の異なる課程間でも志願変更できます。
 エ 異なる学科等へも志願変更できます。(同じ高校の異なる部にもできます。)
 オ 共通選抜と特別募集の間でも志願変更できます。
 ただし、それぞれの募集についての志願資格を有する人に限ります。
 カ 県立横浜明朋高等学校および県立相模向陽館高等学校に志願する際、第2希望の志願をしていなくても、志願変更時に、第2希望の志願ができます。

(2) 志願変更期間

志願変更期間	受付時間
令和5年2月6日(月)から 2月8日(水)まで	午前9時～正午および午後1時～午後4時 ただし、2月8日(水)は、午前9時～正午

※ 2月8日(水)の正午までに、志願変更先での手続を完了してください。

- (3) 手続については3ページを参照してください。

学力検査等

- (1) 検査の内容および期日
 学力検査(学力検査の代わりに作文)・面接：令和5年2月14日(火)
 (2) 検査の会場
 志願先(志願変更したときはその変更先)の高等学校
 (3) 検査の時間
 ア 学力検査の教科等の時間割 * 外国語(英語)の学力検査はリスニングテストを含みます。

時刻	8:50 9:10	9:20 10:10	10:25 (予鈴)	10:30 11:20	11:35 (予鈴)	11:40 12:30	12:30 13:15	13:15 (予鈴)	13:20 (面接)
教科 その他	検査についての注意	外国語(英語)*	(予鈴)	国語	(予鈴)	数学	(昼食)	(予鈴)	面接

イ 学力検査の代わりに作文による受検の時間割

時刻	教科・その他
11:20～11:35	検査についての注意
11:40～12:30	作文
12:30～13:15	(昼食)
13:20～	面接

(4) 検査に関する注意点

ア 学力検査当日に持参するもの

受検票、筆記用具※、健康観察票、昼食

- ※ マークシート方式による解答用紙となっています。
 ※ 解答用紙への記入は鉛筆またはシャープペンシルに限りますが、問題用紙にチェックするためのマーカー等は使用できません。(マークシート方式の解答にあたっては、HBまたはBの黒鉛筆が適しています。また、シャープペンシルを使用する場合は、芯の太さが0.5mm以上のものが適しています。)

イ 携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末、計算または辞書機能を持つ電子機器、定規、三角定規、コンパス、分度器等は検査会場へ持ち込めません。

ウ 学力検査等当日、大雪等の非常事態により学力検査等の実施について変更が予想される場合には、当日の朝に、次によりお知らせしますので、直接確認してください。(変更の有無に関わらずお知らせします。)

・ テレビ神奈川(データ放送→dボタン→赤ボタン→県のお知らせ) 午前6:30以降
 ・ ウェブページ上に掲載 午前6:30以降
 (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html>)

エ 学力検査当日は、携帯電話やスマートフォン等の携帯情報端末を検査会場に持ち込むことは禁止ですが、大雪等への対策で、持ち込む必要がある場合は、事前に保護者から中学校へご相談ください。持ち込むことになった場合は、会場に着いたら電源を切り、氏名、受検番号を記入した封筒(中学校名入り)に入れ、高等学校の指示に従ってください。

なお、県内国公立中学校(特別支援学校中学校を含む。)に在籍していない人で、大雪等への対策で持ち込む必要がある場合は、志願先の高等学校にご相談ください。

追検査は、一般募集共通選抜に準じます。5、6ページを参照してください。

当該高等学校が事前に公表した選考基準に基づいて、中学校の校長から提出された調査書、学力検査の結果および面接の結果を資料として、総合的に選考します。

合格者の発表の日時・方法および合格通知書の交付場所は次表のとおりです。

合格者の発表の日時・方法	合格通知書の交付場所
令和5年2月28日(火) 午前9時 検査当日に配付されたパスワードを使い、合格発表WEBサイト上で確認します。	志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校

※ 合格発表のWEBサイトを閲覧することができない場合は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校にて合否結果通知書を手渡します。

※ 合格者には学力検査等の得点および教科別の採点結果(「答案の写し」および「問い別採点結果」)を手渡します。不合格者には学力検査等の得点および教科別の採点結果(「答案の写し」および「問い別採点結果」)を郵送します。

※ 合格通知書および答案の写し等の受取を行うのは本人です。代理人が受取を行う場合は、事前に中学校から志願先の高等学校に連絡した上で、本人を確認できる書類(運転免許証等)を持参してください。

なお、代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。

追検査

選考方法

合格者の発表

その他

- (1) 「入学の許可」「入学手続」「その他」については、6、7ページを参照してください。
 (2) 二次募集は実施しません。

志願資格承認・学区確認

I 志願資格承認について

志願資格
の承認が
必要な人

次のア～ウのいずれかに該当する人は、神奈川県公立高等学校の定時制または通信制の課程を受検するときは、志願資格承認申請という手続を行い、県教育長の志願資格の承認を受ける必要があります。(申請の方法等については、次の申請の方法を確認してください。)

- ア 令和5年4月1日までに県外から本県に転居を予定している人
- イ 県外在住の人で、令和5年4月1日までに本県に勤務予定の人(ただし、**横浜市立横浜総合高等学校**を志願する場合は横浜市内に勤務予定の人、**川崎市立高等学校の普通科**を志願する場合は川崎市内に勤務予定の人)
- ウ 外国において、学校教育における9年の課程を修了した人、または令和5年3月31日までに修了する見込みの人

申請
の方法

県教育長の志願資格承認を受ける必要がある人(前記アまたはイに該当する人)で、事前に「神奈川県公立高等学校入学志願資格承認申請書(第15号様式)」で県教育長から志願資格承認を受けていない人は、入学願書等の提出時に「神奈川県公立高等学校(定時制・通信制の課程、別科)入学志願資格承認申請書(第18号様式)」を提出してください。用紙は志願先の高等学校にあります。

志願先の高等学校で志願資格の確認を行うため、郵送による入学願書等の提出はできません。

- (1) 前記アに該当する人は、次のものを申請書に添付してください。
 - (ア) 神奈川県内での住所を証明するものとして、家屋の登記簿謄本または登記事項証明書(いずれも発行後、6か月以内のもの)、建築確認通知書・建築計画確認書・入居決定通知書・売買契約書のいずれか(転居先の建物が建築中の場合等)の写し、社宅等の管理者の証明書または住宅の賃貸契約書等、県内居住予定先の建物の証明
※ 住民票等では確認しません。
 - (イ) 転居取りやめのときは入学を辞退する旨の念書(第19号様式)
 - (ウ) (ア)の書類の所有者名義または賃借人名義が志願者本人またはその保護者でない場合は、名義人による同居同意書(第20号様式)
 - (2) 前記イに該当する人は、勤務予定先の所在地および雇用を証明する書類を申請書に添付してください。
 - (3) 前記ウに該当する人は、9年の課程の修了(見込み)を証明する書類(修了証明書等)および県内の住所を証明する書類(住民票の写し等)を申請書に添付してください。
- ※ 全日制の課程に志願または志願変更する場合には、事前に全日制の課程の志願資格の承認申請が必要となります。その場合は「志願のてびきー全日制の課程・別科」を参照するか、神奈川県教育委員会教育局指導部高校教育課((045)210-8084)にお問い合わせください。また、学区確認の手続が必要となる人は、横浜市教育委員会事務局学校教育企画部高校教育課((045)671-3272)または川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課((044)200-3243)にお問い合わせください。

入学願書
提出時の
手続

神奈川県公立高等学校(定時制・通信制の課程、別科)入学志願資格承認申請書(第18号様式)により申請をする人は入学願書の志願資格承認申請書の区分の欄の「18号」を○で囲んでください。
神奈川県公立高等学校(定時制・通信制の課程、別科)入学志願資格承認申請書(第18号様式)により申請する場合は、在籍中学校を通しての入学願書等の提出や、郵送による入学願書等の提出はできません。

II 学区確認について(横浜市立および川崎市立の高等学校)

学区
について

横浜市立および川崎市立の高等学校への志願に際しては、横浜市立高等学校通学区区域規則および川崎市立高等学校の通学区区域に関する規則(以下「各通学区区域規則」といいます。)によって、次のように学区等の制約があります。

[横浜市立横浜総合高等学校の学区について]

横浜市内全域が学区です。また、学区外からの志願者(横浜市内に勤務地がなく、横浜市以外の神奈川県内に住所がある人)の入学を許可される人数は、募集定員の8%以内です。

なお、横浜市立横浜総合高等学校を志願する人のうち、すでに中学校を卒業している人や横浜市内に転居してきた人などは、学区確認申請が必要となります。

[川崎市立高等学校の普通科の学区について]

川崎市内全域が学区です。また、学区外からの志願者(川崎市内に勤務地がなく、川崎市以外の神奈川県内に住所がある人)の入学を許可される人数は、募集定員の8%以内です。

なお、川崎市立高等学校の普通科を志願する人のうち、すでに中学校を卒業している人や川崎市内に転居してきた人などは、学区確認申請が必要となります。

※ 両市とも中学校長の確認により、申請を省略できる場合があります。詳しいことは、出身中学校の先生等にお問い合わせください。

※ 横浜市立横浜総合高等学校および川崎市立高等学校の普通科を除く定時制の課程は、県内のどこからでも志願することができます。

新型コロナウイルス感染症に係る追加の検査について

追加の検査 について

新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者の認定により、2月に実施する検査（追検査を含む。）を受検できなかった人の中で、追加の検査の受検を希望する人を対象として次により実施します。

(1) 受検の手続

在籍中学校または出身中学校に状況を伝え、神奈川県公立高等学校入学者選抜追加の検査に係る申請書を、在籍中学校または出身中学校より提出します。また、外国において、学校教育における9年の課程を修了した人など、日本国内の中学校に在籍していない場合は、志願先（志願変更したときはその変更先）の高等学校にお問い合わせください。

・共通選抜および在県外国人等特別募集を志願した人の提出期間および受付時間は次表のとおりです。

提出期間	受付時間
令和5年2月14日(火)および 2月15日(水)	2月14日(火)は、午後1時から午後4時 2月15日(水)は、午前9時から正午

・追検査受検を予定していた人のうち、新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者の認定により追検査の全てを受検できなかった人の中で、追加の検査を希望される人の提出期間および受付時間は次のとおりです。

提出期間	受付時間
令和5年2月22日(水)および 2月24日(金)	2月22日(水)は、午後1時から午後4時 2月24日(金)は、午前9時から正午

追加の検査の志願後に、共通選抜（二次募集）またはインクルーシブ教育実践推進校特別募集（二次募集）を希望する場合は、令和5年3月1日(水)午後4時までに追加の検査の志願取消の手続を行ってください。

(2) 追加の検査の期日

令和5年3月9日(木)

(3) 追加の検査の会場

志願先（志願変更したときはその変更先）の高等学校

(4) 追加の検査の内容

【定時制の課程】

学力検査（作文をもって学力検査に代える場合を含む。）を行います。

① 学力検査の教科の時間割

時刻	9:00 }	9:20 }	10:05	10:10 }	10:55	11:00 }
	9:10	9:50	(予鈴)	10:40	(予鈴)	11:30
教科 その他	検査につい での注意	外国語 (英語)	(予鈴)	国語	(予鈴)	数学

② 学力検査の代わりに作文による受検の時間割

時刻	教科・その他
10:25～10:35	検査についての注意
10:40～11:30	作文

【通信制の課程】

作文を行います。

検査の時間は、志願先（志願変更したときはその変更先）の高等学校より、指示されます。

(5) 選考方法

調査書および学力検査または作文の結果を資料として総合的に選考し、合格者を決定します。

(6) 合格者の発表

合格者の発表は、共通選抜（二次募集）または定通分割選抜に準じます。

別表 令和5年度神奈川県公立高等学校生徒募集定員等

<定時制の課程>

- * 共通選抜は、募集定員の80%を募集人員として実施します。また、定通分割選抜も実施します。
ただし、県立横浜明朋高等学校、県立川崎高等学校、県立厚木清南高等学校、県立相模向陽館高等学校、横浜市立横浜総合高等学校および川崎市立川崎高等学校では共通選抜において募集定員のすべてを募集し、定通分割選抜は実施しません。
- * 定通分割選抜の募集人員は共通選抜の募集人員を差し引いた数とします。ただし、共通選抜において募集人員を満たしていない場合の不足数および令和5年3月1日（水）までの入学辞退による欠員数も加えます。

[1] 普通科(単位制を除く。)

高等学校名	学科・部	募集定員	共通選抜・特別募集		
			募集率	募集人員	
県立横浜翠嵐	普通科	105	80%	84	
県立希望ヶ丘	普通科	70	80%	56	
県立津久井	普通科	70	80%	56	
県立横須賀	普通科	70	80%	56	
県立追浜	普通科	70	80%	56	
県立茅ヶ崎	普通科	70	80%	56	
県立伊勢原	普通科	70	80%	56	
横浜市立戸塚	普通科	140	80%	112	
川崎市立川崎 ※	普通科昼間部	一般	132	100%	132
		在県	8	100%	8
川崎市立橋 ※	普通科	70	80%	56	
川崎市立高津 ※	普通科	70	80%	56	

※ 川崎市立の高等学校の普通科の学区は川崎市全域です。また、川崎市内に勤務地がある人も学区内となります。ただし、在県外国人等特別募集については、学区はありません。

[2] 専門学科

(工業に関する学科)

高等学校名	学科	募集定員	共通選抜	
			募集率	募集人員
県立神奈川工業	機械科	70	80%	56
	建設科	35	80%	28
	電気科	35	80%	28
県立小田原城北工業	機械科・電気科	35	80%	28
川崎市立川崎総合科学	クリエイト工学科	35	80%	28

(商業に関する学科)

高等学校名	学科	募集定員	共通選抜	
			募集率	募集人員
川崎市立川崎総合科学	商業科	35	80%	28

[3] 単位制 普通科

高等学校名	学科・部	募集定員	共通選抜・特別募集		
			募集率	募集人員	
県立横浜明朋	単位制普通科午前部	一般	133	100%	133
		在県	7	100%	7
	単位制普通科午後部	一般	133	100%	133
		在県	7	100%	7
県立川崎	単位制普通科	70	100%	70	
県立湘南	単位制普通科	70	80%	56	
県立高浜	単位制普通科	70	80%	56	
県立小田原	単位制普通科	70	80%	56	
県立厚木清南	単位制普通科	105	100%	105	
県立相模向陽館	単位制普通科午前部	一般	130	100%	130
		在県	10	100%	10
	単位制普通科午後部	一般	130	100%	130
		在県	10	100%	10

- 県立相模向陽館高等学校の共通選抜については、面接シートの代わりに学校独自の様式による提出用紙があります。出願の際に併せて提出してください。
- 提出用紙の必要な方は県立相模向陽館高等学校（(046)298-3455）にお問い合わせください。
 - また、神奈川県教育委員会のホームページ（<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/dokuziyoushiki.html>）から、必要な様式をダウンロードし、印刷して利用することもできます。

[4] 単位制 総合学科

高等学校名	学科・部	募集定員	共通選抜・特別募集		
			募集率	募集人員	
県立磯子工業	総合学科	70	80%	56	
県立向の岡工業	総合学科	70	80%	56	
県立神奈川総合産業	総合学科	105	80%	84	
県立秦野総合	総合学科	70	80%	56	
横浜市立横浜総合 ※	総合学科Ⅰ部	144	100%	144	
	総合学科Ⅱ部	一般	98	100%	98
		在県	10	100%	10
	総合学科Ⅲ部	108	100%	108	
横須賀市立横須賀総合	総合学科	70	80%	56	

※ 横浜市立横浜総合高等学校の学区は横浜市内全域です。また、横浜市内に勤務地がある人も学区内となります。ただし、在県外国人等特別募集については、学区はありません。

<通信制の課程>

- * 共通選抜は、募集定員の80%を募集人員として実施します。また、定通分割選抜も実施します。
- * 定通分割選抜の募集人員は共通選抜の募集人員を差し引いた数とします。ただし、共通選抜において募集人員を満たしていない場合の不足数および令和5年3月1日（水）までの入学辞退による欠員数も加えます。

単位制 普通科

高等学校名	学科	募集定員	共通選抜	
			募集率	募集人員
県立横浜修悠館	単位制普通科	1,250	80%	1,000
県立厚木清南	単位制普通科	270	80%	216

○ 令和5年度神奈川県公立高等学校入学者選抜 選考基準 および特色検査の概要等について

選考基準 について

選考基準および特色検査の概要については、「募集案内」または県教育委員会のホームページ（https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/senko_kijun.html）でご覧いただけます。

様式 について

各種申請等に用いる様式については、各中学校や県教育委員会で用意しています。また、入学願書以外の各様式については、県教育委員会のホームページ（<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/jishiyoryo.html>）からダウンロードして使うこともできます。

○入学願書記入上の注意（定時制の課程・通信制の課程）

定時制の課程

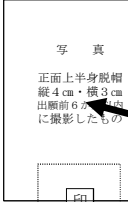
和5年度 神奈川県公立高等学校

入学願書(定時制の課程)

共通選抜・定通分割選抜・二次募集

志願先	立	高等学校長	受検番号	※
志願変更先	立	高等学校長	受検番号	※

志願する選抜を○で囲みます。



令和5年度 神奈川県公立高等学校

受検票(定)

写真の裏面に氏名および中学校名を記入してから貼付け、中学校長の割印を受けてください。

貴校に入学を志願します。
令和5年 月 日

申請した志願者は、該当区分を○で囲みます。

日付は、原則として出願日としますが、募集期間内であればいずれの日付でも可とします。	志願資格承認申請書の区分	15号	18号
現住所 〒 (転居予定先)	立	立	立
連絡先TEL ()	立	立	立
勤務(予定)先 所在地	立	立	立
氏名	立	立	立
現住所	立	立	立

18歳以上(令和5年4月1日現在)の志願者で、学力検査に代えて、作文による検査を希望する場合に○で囲んでください。

県立神奈川工業高等学校、県立横浜明朋高等学校、県立相模向陽館高等学校および横浜市立横浜総合高等学校に志願し、他の学科または部を第2希望とする場合に記入し、第2希望を希望しない場合は右下がりの斜線を引いてください。
第2希望の設置のない学校を志願する場合は、空欄のままにしてください。

受検教科等(受検する教科等を○で囲む。作文は記入上の注意5の志願者のみ記入可)	立	立	立	立	立	立	立
受検教科等(受検する教科等を○で囲む。作文は記入上の注意5の志願者のみ記入可)	立	立	立	立	立	立	立
第2希望(記入上の注意7又は8で指定された高等学校のみ記入可)	立	立	立	立	立	立	立

名	立	立
志願先	立	立
受検教科等	立	立
第2希望	立	立
志願変更先	立	立
受検教科等	立	立
第2希望	立	立

18歳以上(令和5年4月1日現在)の志願者は、保護者欄への記載を省略することができます。

ここは中学校が記入します。

募集及び選抜実施要領第1の1の2及びⅢの1確認(定通分割選抜の志願資格を有している)	立	立
募集及び選抜実施要領第2の1の規定に係る確認(志願資格を有していることを確認した)	立	立

- 記入上の注意
- 1 志願者は太枠の中のみ記入する。ただし、※印欄には記入しないこと。
 - 2 勤務先の欄は、志願者の勤務先が県内にある場合、その名称及び所在地を記入すること。
 - 3 第15号様式により県教育長の志願資格承認申請を行った志願者は、承認書を添付するとともに志願資格承認申請書の区分欄の15号を○で囲むこと。
 - 4 第18号様式により志願先の高等学校で県教育長の志願資格承認申請を行った志願者は、志願資格承認申請書の区分欄の18号を○で囲むこと。
 - 5 第22号様式の1又は第22号様式の2により学区確認申請を行った志願者は、確認結果通知書を添付すること。申請を必要としない志願者については、記入を要しない。
 - 6 令和5年4月1日現在で18歳以上の志願者で、学力検査に代えて、作文による検査を希望する場合は、受検教科等欄の作文の文字を○で囲むこと。
 - 7 県立神奈川工業高等学校に志願する場合、同じ学校の同じ課程の他の工業に関する学科を第2希望として記入できる。
 - 8 県立横浜明朋高等学校、県立相模向陽館高等学校及び横浜市立横浜総合高等学校に志願する場合、同じ学校の他の部を第2希望として記入できる。
 - 9 中学校長は、貼付された写真に職印又はシールプレスで割印する。なお、シールプレスの場合は位置の指定はない。
 - 10 中学校長の証明・同意・確認の欄の昭和・平成・令和及び卒業・卒業見込については、該当する字句を○で囲むこと。
 - 11 各通学区域規則第4条による学区外への志願に同意する場合は、1番目の口にV印を記入すること。
 - 12 各学区確認実施要領における3の(2)のウの規定による学区確認の申請を省略された志願者は、2番目の口にV印を記入すること。

高等学校受付確認印	立	立
志願先	立	立
志願変更先	立	立

通信制の課程

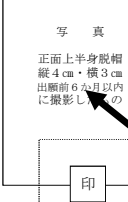
和5年度 神奈川県公立高等学校

入学願書(通信制の課程)

共通選抜・定通分割選抜・二次募集

志願先	神奈川県立	高等学校長	受検番号	※
志願変更先	神奈川県立	高等学校長	受検番号	※

志願する選抜を○で囲みます。



令和5年度 神奈川県公立高等学校

受検票(通)

写真の裏面に氏名および中学校名を記入してから貼付け、中学校長の割印を受けてください。

貴校に入学を志願します。
令和5年 月 日

申請した志願者は、該当区分を○で囲みます。

日付は、原則として出願日としますが、募集期間内であればいずれの日付でも可とします。	志願資格承認申請書の区分	15号	18号
フリガナ	立	立	立
氏名	立	立	立
生年月日	立	立	立
現住所 〒 (転居予定先)	立	立	立
連絡先TEL ()	立	立	立
勤務(予定)先 所在地	立	立	立
氏名	立	立	立
現住所	立	立	立

18歳以上(令和5年4月1日現在)の志願者は、保護者欄への記載を省略することができます。

ここは中学校が記入します。

受検教科等(受検する教科等を○で囲む。作文は記入上の注意5の志願者のみ記入可)	立	立	立	立	立	立	立
受検教科等(受検する教科等を○で囲む。作文は記入上の注意5の志願者のみ記入可)	立	立	立	立	立	立	立
第2希望(記入上の注意7又は8で指定された高等学校のみ記入可)	立	立	立	立	立	立	立

志願先	立	立
志願変更先	立	立

- 記入上の注意
- 1 志願者は太枠の中のみ記入する。ただし、※印欄には記入しないこと。
 - 2 勤務先の欄は、志願者の勤務先が県内にある場合、その名称及び所在地を記入すること。
 - 3 第15号様式により県教育長の志願資格承認申請を行った志願者は、承認書を添付するとともに志願資格承認申請書の区分欄の15号を○で囲むこと。
 - 4 第18号様式により志願先の高等学校で県教育長の志願資格承認申請を行った志願者は、志願資格承認申請書の区分欄の18号を○で囲むこと。
 - 5 申請を必要としない志願者については、記入を要しない。
 - 6 令和5年4月1日現在で18歳以上の志願者は、保護者欄への記入を要しない。
 - 7 中学校長は、貼付された写真に職印又はシールプレスで割印する。なお、シールプレスの場合は位置の指定はない。
 - 8 中学校長の証明・確認の欄の昭和・平成・令和及び卒業・卒業見込については、該当する字句を○で囲むこと。

高等学校受付確認印	立	立
志願先	立	立
志願変更先	立	立

※ 掲載内容は、令和4年度の内容です。制度改正により変更となる場合があります。

○ 神奈川県公立高等学校の学費について

- ◆ 授業料（通信制については受講料）
定時制 年額 32,400円 通信制 1単位 350円（平日登校履修は1単位 700円）
なお、高等学校ごとに定めた生徒会費等の諸経費が別途必要になります。
- ◆ 就学支援金制度 ◇対象となる方は必ず手続をしてください。
一定所得未満の世帯については、申請の手続を行うことで、授業料（受講料）の負担がなくなります。
- 対象となる方
保護者全員の所得について、以下の算定式により計算した額が30万4,200円（年約910万円）未満の世帯です。
[算定式] 市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額
※ ただし、政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に4分の3を乗じて計算します。
- 支給額 定時制：年額 32,400円 通信制：1単位336円
※ 学校が生徒に代わって国から就学支援金を受領し、授業料（受講料）に充てるため、生徒は授業料（受講料）を納める必要がなくなります。（実際に就学支援金がお手元に支給される制度ではありません。）
※ 通信制については、受講料の納付後、年度末に還付します。
- 手続について
入学する高等学校で合格発表時に申請書等を配付します。申請書と、原則としてマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカードの写し、個人番号が記載された住民票の写し、個人番号が記載された住民票記載事項証明書）を入学する高等学校にご提出いただきます。
※ 個人番号通知カードは、原則、使用できません。氏名等、記載事項を変更すべき事項が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、またはデジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に個人番号通知カードの記載事項の変更手続が完了している場合に限り、使用可能。
- 問合せ先 各高等学校の事務室または神奈川県教育委員会財務課財務指導グループ
TEL (045)210-8113(直通) ※ 手続は各高等学校で行います。

○ 神奈川県公立高等学校受検料等減免制度について

- ◆ 神奈川県立の高等学校では、受検料（入学検定料）および入学料について、全部または一部を減免する制度があります。減免の対象となる方は、次のいずれかに該当する方です。
なお、通信制は、入学検定料および入学料がかかりません。
- 対象となる方および減免される額
生活保護を受給されている方、児童福祉施設等に入所されている方、保護者（親権者）等の都道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の合算額が非課税（0円）の方、失職等による家計急変（当該年度中または当該年度の前年度中に限る。）により都道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の合算額が85,500円未満となる方は**全額免除**、保護者（親権者）等の都道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の合算額が85,500円未満の方は**半額免除**
- 申請方法
入学検定料および入学料について減免を希望される方は申請手続が必要です。
中学校または県立高等学校にある申請書類に必要事項を記入して、県立高等学校（志願先以外でも可能）に申請してください。
なお、必ず申請する県立高等学校の事務室に**お早めに事前相談**をしてください。また、**入学検定料は願書受付開始日の前日までに、入学料は入学手続開始日の前日までに**申請しないと受付できません。
- 問合せ先 各高等学校の事務室または神奈川県教育委員会財務課財務指導グループ
TEL (045)210-8113(直通) ※ 手続は各高等学校で行います。
- 横浜、川崎、横須賀の各市立高等学校においても、受検料（入学検定料）および入学料の減免制度があります。

なお、必ず申請する市立高等学校の事務室にお早めに事前相談をしてください。

- **問合せ先**
横浜市教育委員会事務局学校教育企画部学校支援・地域連携課 (045)671-3474 (直通)
川崎市教育委員会事務局総務部学事課 (044)200-3269 (直通)
横須賀市教育委員会事務局学校教育部教育指導課 (総務係) (046)822-8525 (直通)

○ 私立高等学校等の学費支援制度について

- ◆ 私立高校等へ進学した場合、世帯の所得に応じ、**年間で最大 456,000 円の授業料補助、210,000 円の入学補助、152,000 円の授業料以外の教育費補助**が受けられます。(ご家庭の状況によって、制度の対象可否や補助金額が異なります。)
詳しくは「志願のてびき—全日制の課程・別科—」の 36、37 ページまたは私学振興課の学費支援制度のご案内リーフレット(中学校から配付)で確認してください。
なお、リーフレットは次の URL からもご覧いただけます。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html>

- **問合せ先**
私立高等学校等…神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課助成グループ (045)210-3793(直通)

○ 神奈川県高校生等奨学給付金について

- 1 **給付対象** 生活保護(生業扶助)受給世帯 または 住民税所得割非課税世帯※
※ 家計急変により非課税相当となった世帯を含む。
- 2 **制度内容** 授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金(返還不要)
 - ・ 給付を受けるためには申請が必要です。(高校等入学後に学校等へ申請)
 - ・ 制度の詳細は県ホームページをご覧ください。
- 3 **問合せ先**
 - <国公立高等学校等> 神奈川県教育委員会 財務課 高校奨学金グループ (045)210-8251(直通)
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f531013/>
 - <私立高等学校等> 神奈川県 福祉子どもみらい局 私学振興課 助成グループ (045)210-3793(直通)
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/syougakukyuuuhukinn.html>

○ 神奈川県高等学校奨学金の貸付けについて

- 1 **制度内容**
学業等に意欲があり、学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に対して奨学金を貸し付けます。
(卒業後返還が必要・無利息)
- 2 **貸付月額(新入生)**
 - (1) 国公立 1万円、2万円または3万円(いずれか選択)
 - (2) 私立 1万円、2万円、3万円、4万円または5万円(いずれか選択)
※ 2年生以上は上限額が1万円下がりますが、申請(要件あり)により1万円を加算し、新入生の時と同額の貸付けを受けることができます。
- 3 **募集時期等**
 - (1) **予約採用** 中学3年生の11月～1月中旬
 - ・ 中学校を通じてご案内しますので、担任の先生等にお申し出ください。(県ホームページにも掲載)
 - ・ 予約採用された方のうち希望される方は、短期臨時奨学金として、高校入学後の奨学金の一部を前倒しして高校入学前の3月下旬に貸付けを受けることができます。
 - (2) **定期採用** 高校等入学後の4月
 - ・ 募集案内、願書等は高校等で配付します。(県ホームページにも掲載)
 - ・ 申請手続については、各高校等の担当者にお問い合わせください。
※ 募集締切後に貸付けが必要となった方は随時採用にお申込みが可能です。
- 4 **問合せ先**
神奈川県教育委員会 財務課 高校奨学金グループ (045)210-8251(直通)
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/>

神奈川県教育委員会教育局指導部高校教育課入学者選抜・定員グループ	電話(045)210-8084 (直通)
横浜市教育委員会事務局学校教育企画部高校教育課	電話(045)671-3272 (直通)
川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課	電話(044)200-3243 (直通)
横須賀市教育委員会事務局学校教育部教育指導課	電話(046)822-8479 (直通)